

愛する地球のために約束する草津市条例 新旧対照表

| 改正条例 (案) | 現 条 例 |
|--|--|
| <p>(前文)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>前文改正素案 資料 3</p> </div> <p>今こそ、私^{わたし}たち人間は、地球^{せい}上の生^{せい}あるすべての中^{なか}の一員^{いちえん}として、限りなく持続^{じぞく}可能な共生^{きょうせい}を続け^{つづ}ていくために、何^{なに}を行^なわなければならないのか、真剣^{しんけん}に考え^{もと}、行動^{こうどう}することが求め^{もと}られています。</p> <p>身近^{みぢか}なことから、できる^{できる}ことから、地球^{ちきゅう}のために良い^{よい}ことを始める^{はじめる}。「私^{わたし}たち一人^{ひとり}ひとりが自ら^{みづか}進^{すす}んで、あるいは多く^{おほく}の人^{ひと}たちが手^てと手^てをとり合^あって」そして自然^{せつり}の摂理^{せつり}を大切^{たいせつ}にし、地球^{ちきゅう}を愛^{あい}し続ける^{つづ}ける決意^{けつぎ}を込^こめて、<u>地球^{ちきゅう}温暖化^{おんだんか}を防^{ふせ}ぐとともに気候^{きこう}の変動^{へんどう}に適^{てきおう}応^{おう}する</u>ための条例^{じょうれい}を制定^{せいてい}します。</p> <p>(目的^{もくてき})</p> <p>第1条^{じょう} この条例^{じょうれい}は、草津市^{くさつし}の環境^{かんきょう}に対する基本的^{きほんてき}な考え方^{きょうがふ}を決^きめている草津市^{くさつし}環境^{かんきょう}基本^{きほん}条例^{ていれい} (平成^{へいせい}9年^{くさつし}草津市^{じょうれい}条例^{ていれい}第10号^{だいじゅうごう}) により、市役所^{しみん}、市民^{しみん}および事業者^{じしや}ならびに学校^{がく}、町内会^{ちやうない}、グループ^{ぐるーぷ}など (これからは「団体等^{だんたい}」と呼^よびます。) ならびに草津市^{くさつし}を訪^{おとず}れた人^{やくわり}の役割^{やくわり}を明らかにし、地球^{ちきゅう}のために約束^{やくそく}する協定^{きやうてい} (これからは「協定^{きやうてい}」と呼^よびます。) によって、それぞれが<u>地球^{ちきゅう}温暖化^{おんだんか}を防^{ふせ}ぐとともに気候^{きこう}の変動^{へんどう}に適^{てきおう}応^{おう}する</u>ための取^き組^{ぐり}みを行^ない、またそれ^{それ}に協^き力^{りよく}することにより、私^{わたし}たちがこれ^{これ}からも健康^{けんこう}で豊^{ゆた}かな生活^{くわつ}が送^{おく}れることを目的^{もくてき}とします。</p> | <p>(前文)</p> <p><u>春^{はる}、子ども^{こども}たちが入学式^{にゅうがくしき}を迎^{むか}える頃^{ころ}、市内^{しやうちん}には桜^{さくら}の花^{はな}はどこ^{どこ}にも咲^さいていません。</u></p> <p><u>夏^{なつ}、せみ^{せみ}の鳴^なき声^{こゑ}が、変^かわりまし^た。</u></p> <p><u>秋^{あき}、琵琶湖^{びわこ}のまわり^{まわり}では、お米^{おこめ}の収^{しゆう}穫^{かく}量^{りやう}が減^へりました。</u></p> <p><u>冬^{ふゆ}、琵琶湖^{びわこ}に渡^{わた}り鳥^{わたりどり}が、やっ^つてこ^つなくな^つりました。</u></p> <p><u>私^{わたし}たちがこのま^ま今^{いま}までのよ^ような生^{せい}活^{かつ}を続^{つづ}けてい^いくかぎ^り、このよ^ような光景^{こうけい}を目^めにするこ^ことに^になるで^でし^しょう。</u></p> <p>今こそ、私^{わたし}たち人間は、地球^{せい}上の生^{せい}あるすべての中^{なか}の一員^{いちえん}として、限りなく持続^{じぞく}可能な共生^{きょうせい}を続け^{つづ}ていくために、何^{なに}を行^なわなければならないのか、真剣^{しんけん}に考え^{もと}、行動^{こうどう}することが求め^{もと}られています。</p> <p>身近^{みぢか}なことから、できる^{できる}ことから、地球^{ちきゅう}のために良い^{よい}ことを始める^{はじめる}。「私^{わたし}たち一人^{ひとり}ひとりが自ら^{みづか}進^{すす}んで、あるいは多く^{おほく}の人^{ひと}たちが手^てと手^てをとり合^あって」そして自然^{せつり}の摂理^{せつり}を大切^{たいせつ}にし、地球^{ちきゅう}を愛^{あい}し続ける^{つづ}ける決意^{けつぎ}を込^こめて、<u>地球^{ちきゅう}温暖化^{おんだんか}防^{ぼう}止^しの</u>ための条例^{じょうれい}を制定^{せいてい}します。</p> <p>(目的^{もくてき})</p> <p>第1条^{じょう} この条例^{じょうれい}は、草津市^{くさつし}の環境^{かんきょう}に対する基本的^{きほんてき}な考え方^{きょうがふ}を決^きめている草津市^{くさつし}環境^{かんきょう}基本^{きほん}条例^{ていれい} (平成^{へいせい}9年^{くさつし}草津市^{じょうれい}条例^{ていれい}第10号^{だいじゅうごう}) により、市役所^{しみん}、市民^{しみん}および事業者^{じしや}ならびに学校^{がく}、町内会^{ちやうない}、グループ^{ぐるーぷ}など (これからは「団体等^{だんたい}」と呼^よびます。) ならびに草津市^{くさつし}を訪^{おとず}れた人^{やくわり}の役割^{やくわり}を明らかにし、地球^{ちきゅう}のために約束^{やくそく}する協定^{きやうてい} (これからは「協定^{きやうてい}」と呼^よびます。) によって、それぞれが<u>地球^{ちきゅう}温暖化^{おんだんか}を防^{ふせ}ぐ</u>取^き組^{ぐり}みを行^ない、またそれ^{それ}に協^き力^{りよく}することにより、私^{わたし}たちがこれ^{これ}からも健康^{けんこう}で豊^{ゆた}かな生活^{くわつ}が送^{おく}れることを目的^{もくてき}とします。</p> |

愛する地球のために約束する草津市条例 新旧対照表

| 改正 条 例 (案) | 現 条 例 |
|--|---|
| <p>(言葉の意味)</p> <p>第2条 この条例の中で使用する言葉の意味は、次のとおりです。</p> <p>(1) 温室効果ガス 太陽の光で温められた地表から、宇宙に向かって熱が放出されます。その熱を吸収して再び地表に戻す、温室のように地球を温める効果がある、二酸化炭素、メタン、フロンなどの気体をいいます。</p> <p>(2) 地球温暖化 大気中の温室効果ガスの濃度が増えすぎることによって地表や大気の温度が上昇することをいいます。</p> <p><u>(3) 気候の変動への適応 地球温暖化に伴う気候の変化によって起こる被害を少なくすることをいいます。</u></p> <p>(役割)</p> <p>第3条 市民、事業者および団体等は、<u>地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する</u>ために、自ら進んでできることを見つけて、取り組みを行い協定を結びましょう。</p> <p>2 市民、事業者、団体等および訪れた人は、協定に協力しましょう。</p> <p>3 市役所は、協定を結び、また協力してもらうように働きかけるとともに、<u>地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する取り組みを行わなければなりません。</u></p> | <p>(言葉の意味)</p> <p>第2条 この条例の中で使用する言葉の意味は、次のとおりです。</p> <p>(1) 温室効果ガス 太陽の光で温められた地表から、宇宙に向かって熱が放出されます。その熱を吸収して再び地表に戻す、温室のように地球を温める効果がある、二酸化炭素、メタン、フロンなどの気体をいいます。</p> <p>(2) 地球温暖化 大気中の温室効果ガスの濃度が増えすぎることによって地表や大気の温度が上昇することをいいます。</p> <p>(役割)</p> <p>第3条 市民、事業者および団体等は、<u>地球温暖化を防ぐ</u>ために、自ら進んでできることを見つけて、取り組みを行い協定を結びましょう。</p> <p>2 <u>市役所</u>、市民、事業者、団体等および訪れた人は、協定に協力しましょう。</p> <p>3 市役所は、協定を結び、また協力してもらうように働きかけるとともに、<u>地球温暖化を防ぐようにしなければなりません。</u></p> |

愛する地球のために約束する草津市条例 新旧対照表

| 改正条例 (案) | 現 条 例 |
|---|--|
| <p>(協定の仕組み)</p> <p>第4条 市長は、<u>地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する</u>ため、市民、事業者および団体等と協定を結びます。</p> <p>2 協定の内容は、次のとおりです。</p> <p>(1) 温室効果ガスの放出を減らすために取り組むこと。</p> <p>(2) 大気中の温室効果ガスを吸収するために取り組むこと。</p> <p><u>(3) 気候の変動に適応するために取り組むこと。</u></p> <p><u>(4) 地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する</u>ための方法を多くの人に知らせること。</p> <p>3 協定には、目標を決めるようにしましょう。</p> <p>4 協定の内容をどのように行ってどのような結果であったかについて、市長に報告しましょう。</p> <p>(情報の提供など)</p> <p>第5条 市長は、多くの人が協定を結び、また協力してもらえるように、次のことを行います。</p> <p>(1) 地球温暖化についての仕組みや原因、そして<u>地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する</u>ための方法などの情報の提供およびさまざまな場を通じて環境学習を推進すること。</p> <p>(2) 協定を結び取り組んでいる内容を多くの人に知らせること。</p> | <p>(協定の仕組み)</p> <p>第4条 市長は、<u>地球温暖化を防ぐ</u>ため、市民、事業者および団体等と協定を結びます。</p> <p>2 協定の内容は、次のとおりです。</p> <p>(1) 温室効果ガスの放出を減らすために取り組むこと。</p> <p>(2) 大気中の温室効果ガスを吸収するために取り組むこと。</p> <p>(3) <u>地球温暖化を防ぐ</u>ための方法を多くの人に知らせること。</p> <p>3 協定には、目標を決めるようにしましょう。</p> <p>4 協定の内容をどのように行ってどのような結果であったかについて、市長に報告しましょう。</p> <p>(情報の提供など)</p> <p>第5条 市長は、多くの人が協定を結び、また協力してもらえるように、次のことを行います。</p> <p>(1) 地球温暖化についての仕組みや原因、そして<u>地球温暖化を防ぐ</u>ための方法などの情報の提供およびさまざまな場を通じて環境学習を推進すること。</p> <p>(2) 協定を結び取り組んでいる内容を多くの人に知らせること。</p> |

愛する地球のために約束する草津市条例 新旧対照表

| 改正条例 (案) | 現 条 例 |
|---|---|
| <p>(表彰) <small>ひょうしょう</small> 第6条 市長は、協定を結びその報告があった中から、特にすぐれた取り組みに対して、表彰を行いたたえます。</p> <p>(その他) <small>じょう</small> <small>じょうれい</small> <small>ひつよう</small> 第7条 この条例に決めていることのほか、必要なことについては市長が別に決めます。</p> <p>付 則 <small>しこう</small> (施行する日) 1 この条例は、平成20年4月1日から施行します。</p> <p>(見直し) <small>じょうれい</small> <small>おんだんか</small> <small>ふせ</small> <small>ぎじゆつ</small> <small>じょうきょう</small> 2 この条例は、これからの地球温暖化を防ぐ技術の進歩や社会の状況の変化に対応するため、10年後に見直しを行います。</p> <p><u>付 則</u> <small>しこう</small> <u>(施行する日)</u> <u>1 この条例は、令和2年〇月〇〇日から施行します。</u></p> | <p>(表彰) <small>ひょうしょう</small> 第6条 市長は、協定を結びその報告があった中から、特にすぐれた取り組みに対して、表彰を行いたたえます。</p> <p>(その他) <small>じょう</small> <small>じょうれい</small> <small>ひつよう</small> 第7条 この条例に決めていることのほか、必要なことについては市長が別に決めます。</p> <p>付 則 <small>しこう</small> (施行する日) 1 この条例は、平成20年4月1日から施行します。</p> <p>(見直し) <small>じょうれい</small> <small>おんだんか</small> <small>ふせ</small> <small>ぎじゆつ</small> <small>じょうきょう</small> 2 この条例は、これからの地球温暖化を防ぐ技術の進歩や社会の状況の変化に対応するため、10年後に見直しを行います。</p> |